

諮問番号：令和元年度諮問第1号  
答申番号：令和元年度答申第2号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成31年1月31日に提起した、豊田市（以下「処分庁」という。）が平成31年1月17日付けで行った債権差押処分（以下「本件差押処分」という。）についての審査請求は、却下されるべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件差押処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 固定資産税未納のため、豊田市長から本件差押処分を受けた。しかしながら、未納の固定資産税は、贈与により11名の共有に帰した土地（豊田市御船町地内の土地。以下「本件土地」という。）に課税されたものであり、審査請求人一人が納税義務者であるのは違法である。
- (2) 本件土地について、審査請求人は、民法（明治29年法律第89号）第252条及び第253条に基づく11分の1の権利と義務しか有していない。にもかかわらず、処分庁が地方税法（昭和25年法第226号）第10条の2に基づき、登記簿上の筆頭者である審査請求人に固定資産税全額を請求したことは、共有物の解釈を誤り、民法第432条を誤って適用しているものである。審査請求人には、民法第427条に基づき、持分11分の1に相当する固定資産税を請求すべきである。
- (3) 上述の主張が認められないとしても、本件土地の現況は、市街化調整区域内の畑とも通路とも判別できないような雑種地であり、課税対象となる土地ではないのに誤って課税されているから不当である。
- (4) 本件差押処分により、審査請求人は個人的財産権を侵害されている。
- (5) 以上により、本件差押処分の取消しを求める。

### 第3 処分庁の弁明の要旨

#### 1 弁明の趣旨

本件審査請求の却下を求める。

#### 2 弁明の骨子

- (1) はじめに

本件審査請求の争点について、本件処分が適法かつ正当である理由を説明するが、そもそも本件審査請求は回復すべき法律上の利益を欠くもので、速やかに却下されるべきものである。

(2) 審査請求の却下について

債権差押処分は、第三者から差し押さえた債権を取り立て、徴収金への充当を完了することにより、当該差押処分の効力は目的を達成して消滅する。

本件において、平成31年1月17日に本件差押処分に基づき第三債務者から差押債権を取り立て、同日付け差押調書（謄本）と同月24日付け配当計算書兼充当通知書を審査請求人に送付し、同月31日に充当を行ったことにより、本件差押処分は、その効力を既に失っている。

したがって、本件審査請求は、回復すべき法律上の利益を欠くもので、速やかに却下されるべきものである。

(3) 本件差押処分は、次のことから適法かつ妥当である。

ア 本件差押処分は、審査請求人が納付すべき市税及び延滞金（以下「本件徴収金」という。）について、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付がされなかったため実施したものであり、地方税法第373条第1項に規定する事由に該当し、適法である。

イ 本件徴収金は、共有者全員が連帯して支払う義務があるが、その共有者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての共有者に対し、全部又は一部の支払を請求することができる（地方税法第10条で準用される民法第432条）。したがって、共有者の一人である審査請求人に対して、本件差押処分をしたことは適法であり、不法な財産権侵害には当たらない。

ウ 審査請求人は、平成25年度以降平成30年度までの本件土地に対する固定資産税の賦課処分（以下これらを「本件賦課処分」という。）に係る違法性を主張するが、既に審査請求期間を経過しており、本件審査請求において本件賦課処分に係る違法性を主張することはできない。その上で付言すると、民法上は、共有物に係る債務はその持分に応じ、各債務者が個別に負担するものであるが、租税の確保を図るため、地方税法第10条の2で連帯納税義務の制度が設けられており、これは民法の特則に当たる。したがって、地方税法第10条の2に基づき、審査請求人に対し、共有物に係る固定資産税を全額賦課し、請求することは適法である。

エ また、審査請求人は、本件賦課処分に係る不当性を主張するが、既に審査請求期間を経過しており、本件審査請求において本件賦課処分に係る不当性を主張することはできない。その上で付言すると、雑種地とは、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場及び原野のいずれの地目にも該当しないものをいい、本件土地の現況は、列挙した地目のいずれにも該当しないことから、本件土地は、雑種地として固定資産税が賦課されている。な

お、本件土地は、不特定多数が使用する公衆用道路には当たらず、非課税事由も存在しない。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員の意見

次のとおり、本件審査請求は不適法であるから、却下されるべきである。

##### 2 意見の理由

###### (1) 本件差押処分を取り消す法律上の利益について

ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、国民の「権利利益の救済」を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とすると規定している（第1条第1項）。

この規定は、審査請求の利益、すなわち処分の取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益を有する者のみが審査請求をすることができ、当該利益が存在しなければ、当該審査請求は不適法になることを定めているものである。

イ 本件差押処分は、固定資産税の滞納処分として国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によって行われ、同法第67条第1項及び第3項の規定によれば、徴税吏員が滞納処分として債権の差押えをして金銭を取り立てた場合には、取り立てた金銭は差押えと同時に滞納市税に充てられたこととなり、差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅し、当該差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないと解される。

ウ 本件についてこれをみると、処分庁は、平成31年1月17日に本件差押処分を行い、貯金債権の取立てを完了していることから、本件差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅しており、取り消すべき処分は存在せず、これを取り消したとしても審査請求人の貯金債権が回復されるものでもないため、審査請求人が本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しない。

以上のことから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠くことから不適法であり、却下を免れない。

###### (2) 本件差押処分に係る違法性又は不当性の有無について

上記(1)により、本件審査請求は却下されるべきものと解するが、審査請求人及び処分庁の主張を踏まえ、その余の争点についても以下のとおり検討する。

ア 本件差押処分に係る手続の履行について

地方税法が滞納処分について例によるとしている国税徴収法は、同法第47条以下において滞納処分に係る差押えの要件等を規定しており、本件

差押処分に関する規定は次のとおりである。

- (ア) 国税徴収法第54条は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならないとしている。
- (イ) 国税徴収法第62条第1項は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うとしている。

加えて、地方税法第10条は、徴収金の連帯納税義務について、民法の連帯債務に係る規定を準用している。この準用の効果により、連帯納税義務者の一人に対して、連帯納税義務に係る徴収金の全部についての督促及び滞納処分をすることができることと解される。

審査請求人が連帯納税義務者の一人であることを前提として本件をみると、処分庁は、上記の収納事務に従って、適法に事務処理を行っており、また、平成25年以降、共有代表者（共有者のうち、納税義務者の代表者として、納税通知書の名宛人となっている者をいう。以下同じ。）である審査請求人に対し、督促状及び催告書を送付したが、審査請求人は納付や問合せをしなかった。

そして、審査請求人は、納付すべき本件徴収金について督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった。

このため、処分庁は審査請求人の財産調査を行い、平成30年12月4日付け第三債務者による財産調査の回答から、2,426,261円の貯金があることが判明し、地方税法第373条第1項第1号に基づき、平成31年1月17日付けで本件差押処分を実施したものである。

そうすると、本件差押処分に係る手続は、法令にのっとり適正に履行されている。

#### イ 本件賦課処分に係る瑕疵について

- (ア) 賦課処分と差押処分とは、前者が租税確定手続であり、後者が租税徴収手続であって、両者はそれぞれ別個の法律効果の発生を目的とする別個独立の処分であるから、賦課処分の違法は、差押処分に承継されないと解すべきである。このため、仮に賦課処分に瑕疵があったとしても、当該賦課処分の瑕疵が重大かつ明白で当然無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、差押処分の効力に影響を及ぼすものではない。
- (イ) この点につき、審査請求人は、民法第253条を根拠に、本件土地は共有物であり、審査請求人は持分である11分の1を超える納税義務を有しないとして、本件土地全体に係る固定資産税全額を賦課したことが違法であることを理由に、本件差押処分の違法性を主張する。

(ウ) しかしながら、地方税法が地方税の徴収の確保を図るため、特別に連帯納税義務の制度を設けた趣旨を鑑みると、民法上の規定を理由に、地方税法第10条の2の適用範囲を限定するものではないと解される。

そして、同法第10条の2第1項により、共有者は、持分に関係なく、各自独立して共有物全体に係る固定資産税等の連帯納付義務を負うのであって、その賦課処分は当該不動産の共有者の各持分に応じて又はこれに対してされるものではない。そのため、区分所有に関する同法第352条又は第352条の2などの例外規定に該当する場合を除いて、共有者のそれぞれの持分に応じた課税をしないことに違法性はないと解される。

したがって、本件賦課処分が共有代表者を定めて一括課税する形式をとっているとしても、違法とはいえない。

なお、処分庁は、本件土地に係る固定資産税の共有代表者として審査請求人を指定し、納税通知書を送付しているが、当該納税通知書を受領した審査請求人が共有代表者の指定に対する何らかの異議や変更申出を行ったという記録も見当たらない。

(エ) また、審査請求人は本件土地に課税していることの不当性を主張するが、本件土地は固定資産税賦課の対象地目である田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地のうち、雑種地として課税対象となるものであり、非課税事由を規定する地方税法第348条第1項及び同条第2項には該当しない。したがって、本件土地に対する課税は、不当とはいえない。

(オ) 以上のとおり、本件賦課決定には無効となり得る瑕疵はなく、また、審査請求等によってその取消しもなされていないことから、本件賦課処分の違法が本件差押処分に承継されることを前提とする審査請求人の主張は、失当といえる。

## 第5 調査審議の経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

平成31年 1月17日 審査請求に係る処分

平成31年 1月31日 審査請求

令和 元年 6月21日 審査庁から諮問受理

令和 元年 8月 6日 第1回審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

(1) 行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在

を前提として、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とするものである。

それゆえ、処分の法的効果が消滅し、処分の取消しによって回復すべき法的利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める審査請求の利益は存在しないため、その処分の取消しを求める審査請求は却下すべきと解される。このことは、当行政不服審査会令和元年度答申第1号の示すとおりである。

- (2) 本件審査請求についてみるに、本件差押処分により差し押さえられた債権（貯金債権）は、本件審査請求があった時点で既に取立てが終了しているため、本件差押処分はその目的を達しており、処分の法的効果は既に消滅していることになる。

したがって、本件審査請求は、既に法的効果が消滅した処分に対して行われたものであるため、審査請求の利益がなく、本件差押処分に係る違法又は不当の有無について判断するまでもなく、不適法として却下すべきである。

## 2 結論

上記のとおり、本件審査請求は不適法であるため、却下すべきである。

豊田市行政不服審査会

会長 北見 宏介

委員 北口 雅章

委員 近藤 教昭

委員 竹内 千賀子

委員 佐野 雅志